# 平成25年度第2回(第22回) 外務省契約監視委員会 議 事 概 要

開催日及び場所		平瓦	文2 5	5年7	7月5	5 目	(金)	於	· 外務省	20	2号会議	<del></del> 室	
		委	員	長		F	中里	実					
3	長 員	委		員		E	中谷	和弘	、三笘	裕、	宮本 和	之、門伝	明子
											<u> </u>		
抽出案件		, , , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , </u>									(備考)		
	一般競争方式(			-関す	一る協	居定通	<b>  国 用 文</b>	寸象)	2/7		審查対象		
一般競争方式( 指名競争方式 企画競争に基づ		[上記以外]							1/42		平成2	4年度第	4四半期
									0/5				
									2/4				
	公募に基づく随								0/0				
	その他の随意契	その他の随意契約方式							5/54				
			ì	計					112	件			
				意	見	•	質	問			日		答
委員からの意見・ 質問、それに対す る外務省の回答等		別紙のとおり								別紙のとおり			
委の内	員会による意見 具申又は勧告の 容	なし											
そ	の他		<b>!</b> ] 0	)概要									計画自己評 計画」につ

委員 外務省

1. 物品・役務等の契約(総括表)

(特段の意見等なし)

2. 指名停止等の運用状況

(特段の意見等なし)

# 3. 再度入札における一位不動状況

- 〇一者応札で3回目に落札ということであれば 2回目及び3回目に新たな事業者が入ってく るケースはないと思うが、再度、繰り返し行 う必要があるのか。
- **4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況** (特段の意見等なし)

### 5. 抽出案件の審議

- ①-1「インマルサット・BGAN型衛星通信装置一式」(一般競争入札:政府調達)
- 〇本件入札可能な事業者は他にどのくらいある のか。また、本件事業者を「適合審査不要」 とした理由は何か。
- 〇本件調達においては、落札額が年々安価となっているが、予定価格の積算はどのように行っているのか。
- 〇本件通信装置は全ての在外公館に配備されて いるのか。
- ○本通信装置による緊急連絡の頻度はどれくらいあるのか。また、先進国に所在する公館でも配備が必要なのか。

●一者応札と言えども、当省においては落札となるべき予定価格の制限の範囲内に達するまで再度入札を行うためである。再度入札の執行回数は基本的に2回までとしている。

- ●3者程度である。当該事業者を「適合審査不要」 とした理由は、参考銘柄どおりの入札機器であったためである。
- ●予定価格の積算は、3者より入手した参考見積 りの平均額と過去の落札率を踏まえた額を予定 価格としている。
- ●非常時における通信手段として全在外公館に原 則3台程度ずつ配備している。
- ●アフリカ等通信インフラが脆弱な地域では連日 数時間程度ずつ使用する場合もある。過去には 1か月間使用し続けたこともあった。

先進国のような通信状態が比較的安定している 国でも、邦人保護や緊急時の通信用として配備 が必要である。

## 委 員

# ○イリジウム衛星携帯電話との違いは何か。

- ①-6「人事・給与等業務システム用ハードウェア、ソフトウェアの賃貸借・保守」業務委
- 〇本件は他の事業者が参入することが困難な状況となっていないか。

嘱(一般競争入札:政府調達)

また、保守料や賃借料は他省庁と比較し妥当なものか。

- 〇「外国送金システム」とはどのようなシステムであるのか。
- 〇民間企業では、給与等の計算を外部事業者等 に委託する場合もあるが、そうした選択肢は ないのか。
- ②-38「新旅券発給管理システムに係るセキュリティ対策ソフト等一式」の購入(一般競争入札)
- 〇本件購入は既存のソフトウェア取扱い事業者 以外の事業者でも可能であるのか。
- 〇一者応札となった理由如何。

## 外 務 省

●電話機能については同等であるが、当省保有の 通信機器を接続して使用できる機能を有してい るのは本件装置のみである。

●本件システムのプログラム等はオープン環境用 のソフトを使用することからシステム開発事業 者以外が扱えないということはない。

他方、本システムの動作検証等において一定の ノウハウが必要不可欠であるため、他事業者が 参入しにくかったものと思料する。

保守料等につき他省庁との比較はしていないが、CIO補佐官の助言を得ており、適切なものであると思料する。

- ●在外公館に勤務する職員の給与・手当を海外に 送金するための電子データを作成するシステム である。
- ●従来より当省では独自に開発したプログラム等で計算を行ってきており、また、今後は府省共通の「人事給与関係業務情報システム」が導入されることとなっており、外部事業者等へ委託することにはなっていない。
- ●既存のソフトウェアと同製品であれば、他の事業者からも購入は可能である。
- ●米国ソフトウェア会社の製品が一部含まれており、同製品の本邦における取扱事業者が限られていたことが主な要因と思料する。

委 員

#### 外 務 省

- ④-1「領土保全に関する情報発信のための外 部専門家活用」業務委嘱(企画競争)
- ○専門家の活用は具体的にはどのようものか。

- ○本件のような我が国の領土関係に関する業務 内容で、受注する事業者が本邦事業者である か、海外事業者であるかの受注の優位性など はあるのか。
- 〇本件の発信対象者は誰であるのか。また、仮に特定の国や地域を対象とした場合、企画評価項目も対象に特定した形で企画競争させるのか。
- 〇外部専門家の活用に基づいた情報発信はどの くらいあるのか。
- ④-4「日本啓発品の制作・納入」業務委嘱(企画競争)
- ○日本啓発品なので、手提げ袋の他に、長持ち する風呂敷などの制作はどうか。また、見劣 りしないようなある程度高価な製品があって も良いのではないか。

また、各製品のロット数を減らして、その分、 品目数を増やすなどの考慮はあるのか。

- ●本件は我が国の領土保全のため、その領有権の 正当性を国際社会に効果的に発信するために外 国メディア活用の対策等につき、専門家を活用 するものである。具体的には記者会見、反論投稿・申し入れ、インタビュー等情報発信に関す る助言を受けるものである。
- ●どちらの事業者を受注に際し優遇するかはしない。あくまでも企画競争により業務内容を評価することにより決定している。
- ●本件は海外プレス、政府関係者、有識者等全体 が対象であり、特定の国や地域を対象としてい るわけではない。

特定の国や地域を対象とした場合には、右対象についての評価を行うことはある。

- ●寄稿やインタビューによる反論等多岐に亘って おり総量を示すことは難しいが、相当程度の効 果を上げている。
- ●当該制作の予算が年々減少しており、本件製品 単価より高額となると困難な状況である。

品目数については、毎年、在外公館におけるニーズに応じ決定している。

員 外務省

⑥-9「ODAホームページの地域分類の修正」業務委嘱(随意契約)

委

- ⑥-39「「ODAホームページ」ODA案件 検索・実績検索移行業務」業務委嘱(随意契 約)
- 〇同じ〇DAホームページにおける「地域分類 の修正」業務と「検索・移行」業務で委嘱事 業者が異なる理由はなにか。

また、当該事業者以外に受注可能な事業者はないのか。

○当該ホームページは日本語版のみであるのか。また、どのような者を広報対象としているのか。

- ⑥-4「外務大臣の米国訪問に係る同時通訳」業務委嘱(随意契約)
- ○大臣等の外国訪問は急に決定されることがあることから本件が随意契約となることは理解 出来る。

他方、万が一、通訳者の手配が出来なかった 場合はどうするのか。また、人材を確保して おくような制度や対策はないのか。

〇「拘束補償費」とはどのような経費か。

●前者は「旧統合Web環境(昨年度まで運用)」 上におけるODAホームページ内の地図やリストなどを修正し統一するための業務、後者は、 右環境上の同ホームページを「新統合Web環境」へ移行する業務であり、事業者が異なるものである。

また、修正業務については、旧来よりのコンテンツ運用管理保守業務を行っている事業者が唯一請け負える性質の業務であり、移行業務については「新統合Web環境」の内容を熟知している事業者に請け負わせることが最も合理的なことから、それぞれ本件事業者とした。

●日本語版の内容全てが英訳されているわけではないが英語版もある。

広報対象としては我が国国民が主な広報対象であるが、我が国のODAに関心を有している国際機関や在京大使館及び海外在住の方々等にも広く見てもらうために英語版も発信している。

- ●今までに手配出来なかった経験はないが、出来なかった場合には、当省職員が行うこととなる。また、通訳者の常時確保は、予算の関係上、困難である。
- ●移動等通訳業務以外の拘束に対して計上される 経費である。

## 委 員

- 〇訪問先によっては現地で通訳者を手配することが可能なのではないか。
- ⑥-34「第5回アフリカ開発会議(TICA DV)開催のための参加者登録・情報管理・ 識別証発給一式」業務委嘱(随意契約)
- 〇本件は緊急の必要により随意契約を行ったと のことだが、同会議の日程は相当以前から決 まっており、そのことからすれば随意契約以 外の契約方式もあり得たのではないか。 また、このような大規模会議の場合、当該事 業者以外に発注可能な事業者は存在するの か。

- ⑥-53「在セルビア日本国大使館施設新営工事」(随意契約)
- 〇一般競争入札とすることなく指名競争入札と した理由如何。また、指名事業者3者のうち 2者が途中辞退となった理由如何。
- ○海外における国有施設を建設する場合、本邦 事業者以外に発注することはあるのか。また、 外交関係の断絶等により、工事取り止めなど の契約解除条項の記載は一般的であるのか。

## 外 務 省

- ●総理や大臣等、我が国の代表の「声」としてプレスの前で通訳をする場合もあり、通訳技法等相当高度な成果を求められることから、現地で手配するのは困難である。
- ●本会議の開催日程自体は決まっていたが、期間中の詳細日程や参加者数等については、共催者である国際連合、世界銀行、アフリカ連合委員会及び国連開発計画との調整が必要不可欠であり、右調整に時間を要したことから、結果、緊急の必要により随意契約を行ったものである。本件業務は情報システムを構築及び運用する部分と、実際に識別証を製作、分類及び交付する作業部分があり、これら両方の業務実績を有する事業者は複数あることから、見積もり合わせを実施した。
- ●応札希望者に対して、秘密保持を付した設計図書等の情報を提供することから、当該情報の拡散を防ぐ措置を講ずる必要があり、一般競争入札とせず指名競争入札とした。途中辞退はいずれも事業者側の都合によるものである。
- ●本邦事業者以外の当該国事業者、または第三国 事業者に発注することもあり得る。契約解除条 項の記載については一般的に行っている。